

## 県内の障害者虐待の現状と課題

### 1 障害者虐待の件数（県及び市町の合計）

24年度は平成24年10月～平成25年3月

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
養護者による虐待	通報・相談件数	46	44	37	33	35	28
	虐待件数	21	22	23	30	27	8
障害者福祉施設 従事者等による虐待	通報・相談件数	21	21	38	36	26	36
	虐待件数	1	6	14	5	5	8
使用者による虐待	通報・相談件数	4	4	10	19	8	12
	虐待件数	1	0	3	13	4	6

### 2 平成29年度養護者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市町別件数

区分	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	計	
通報件数	4	6	3	3	6	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
虐待件数	0	4	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8

#### (2) 虐待の種別・類型（重複有）

年度	区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
29年度	件数	6	2	6	1	2
	構成割合	75%	25%	75%	12.5%	25%

注) 構成割合は、虐待件数合計に対するもの。

#### (3) 被虐待者の障害種別（重複有）

年度	区分	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	その他
29年度	人数	1	5	3	0	0	0
	構成割合	11.1%	55.5%	33.3%	0%	0%	0%

注) 1人の被虐待者が重複障害を持つ場合や1件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合、重複して計上している。

### 3 平成 29 年度障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 市町別件数

区分	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県計	県外市町村	計	
通報件数	4	8	4	3	2	1	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8		36
虐待件数	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8

#### (2) 虐待の種別・類型（重複有）

年度	区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待
29 年度	件数	4	1	3	0	1
	構成割合	50.0%	12.5%	37.5%	0%	12.5%

注) 構成割合は、虐待件数合計に対するもの。

#### (3) 被虐待者の障害種別（重複有）

年度	区分	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病	不明
29 年度	人数	3	12	4	0	0	0
	構成割合	16.7%	66.7%	22.2%	0%	0%	0%

注) 1 人の被虐待者が重複障害を持つ場合や 1 件の事例に対し複数の被虐待者がいる場合、重複して計上している。

#### (4) 被虐待者における行動障害の有無

	年度	有り	無し	不明
人数	28 年度	2	4	6
	29 年度	1	12	3

注) 障害支援区分認定調査における行動関連項目が 10 点以上の者を、行動障害「有り」としている。

#### (5) 障害者虐待が認められた事業所種別

	年度	障害者支援施設	共同生活援助	生活介護	短期入所	放課後等デイサービス	就労 B 型
件数	29 年度	0	3	1	1	1	2

( 6 ) 障害者総合支援法等の規定による権限の行使

区分	内容	件数
障害者総合支援法又は児童福祉法による 権限の行使	報告徴収、出頭要請、質問、立入検査	8
	改善勧告	0
	改善命令	0
	指定の全部・一部停止	0
	指定取消	0
都道府県・中核市等による指導	一般指導	8

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待における課題

- ・ 利用者の障害特性に対する理解が不足している（特に知的障害）。
- ・ 行動障害を有する利用者への支援の難しさから虐待発生に結びつくケースが見られ、行動障害を有する障害者への支援技術を向上させていくことが必要。
- ・ 利用者の問題行動等の危機的な介入を要する場面での対応について、職員間での検討・周知が不十分かつ統一されていない現状がある。
- ・ 従業者の過度な業務負担につながらないための、適切な人員体制等の確保。
- ・ 内部の相互牽制機能が十分働いていない。
- ・ 虐待が深刻化しないよう通報義務を徹底することが必要。
- ・ 安易に身体拘束を行っているケースが散見されており、身体拘束に対する意識改革および身体拘束に至るまでの適切な手順の理解と判断力を身につける必要がある。
- ・ 職員の教育体制が十分に整っておらず、新入職員や福祉経験の浅い職員において虐待防止に関する意識の浸透が不十分である。

5 県としての今後の取組

- ・ 市町との連携を強化し、迅速な事実確認および県への報告体制の確立を図り、法人に対する即時的な指導・処分を行い、早期の改善に結びつける。
- ・ 引続き強度行動障害支援者養成研修を実施し、行動障害を有する障害者に対する支援技術の向上を図る。
- ・ 強度行動障害を持つ障害者の対応について、平成30年度より事業者向けのヘルプデスクの設置及び事例検討会を実施している。事業所内外において風通しのよい体制を構築し、支援の難しい利用者等に関する相談のしやすい環境を整備する。
- ・ 障害福祉サービス事業者に対する実地指導及び集団指導の際に、障害者虐待防止に対する普及啓発を行う。また、適正な人員基準・体制についての指導を行う。
- ・ サービス管理責任者研修等の県が開催する研修において、身体拘束を行う際の留意点や通報義務の履行を周知する。
- ・ 外部委員を含めた虐待防止委員会の設置等を促し、虐待防止に対する組織的な取り組みの強化を図る。
- ・ 設置者や管理者に対し県虐待防止・権利擁護研修の受講を徹底させるとともに、県研修受講後に事業所内における復命研修の実施を促す。